

起案用紙（委員会記録用）

(1号)

| | | | | | | | |
|------------------------------------------------------------------------------|----------------|--------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------|
| 議長 | 副議長 | 委員長 | 事務局長 | 局長補佐 | 係長 | 担当 | 文書取扱主任 |
| | | | | | | | |
| 起案日 | 令和2年3月 日 | | | 処理区分 | <input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘 | | |
| 決裁日 | 令和2年 月 日 | | | 保 存 | <input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃 | | |
| 登録番号 | 四 議 第 号 | | | 公 開 | 非公開理由 | | |
| 分類番号 | 04 - 02 - 01 | | | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開) | 四万十市情報公開条例第9条に該当 () | | |
| 簿冊番号 | 04 - 03 | | | | | | |
| 委員会名 | 総務常任委員会 | | | 会議年月日 | 令和2年3月16日(月) | | |
| | | | | 会議時間 | 10時00分～10時45分 | | |
| 出席委員 | 委員長 | 山崎 司 | | 委 員 寺尾 真吾 | | | |
| | 副委員長 | 大西 友亮 | | | | | |
| | 委員 | 安岡 明 | | | | | |
| | 委員 | 平野 正 | | | | | |
| | 委員 | 西尾 祐佐 | | 欠席委員 | | | |
| | 委員 | 廣瀬 正明 | | | | | |
| その他 | 議長 | 宮崎 努 | | | | | |
| | 委員外議員 | 川淵 誠司 | | | | | |
| 執行部出席者 | 総務課長 | 成子 博文 | | | | | |
| | 監査委員事務局長補佐 | 松田 正 | | | | | |
| | 地震防災課長 | 岡本 寿明 | | | | | |
| | 財政課長 | 町田 義彦 | | | | | |
| | 財政課長補佐 | 稲田 修 | | | | | |
| | 地域企画課長 | 伊勢脇 敬三 | | | | | |
| 地域企画課長補佐 | 濱田 武 | | | | | | |
| 事務局 | 事務局長 | 阿部 定佳 | | | | | |
| | 総務係 | 上岡 真良那 | | | | | |
| 記 録 | | | | | | | |
| <p>令和2年3月定例会において、本委員会に付託を受けた議案12件について委員会を開催し、審査を行いました。その概要については以下のとおりです。</p> | | | | | | | |

■委員長挨拶により開会

●まず、付託を受けた第 24 号議案「四万十市職員のサービスの宣誓に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の審査を行った。

【説明：成子総務課長】

本年 4 月から会計年度任用職員制度が開始されることに伴い、同職員のサービスの宣誓、公務災害補償に関する二つの条例について所要の改正を行う。

会計年度任用職員は地方公務員法第 31 条の規定に基づきサービスの宣誓を行うこととされており、正職員と同様に宣誓書を上司の前で読み上げることになるが、任用形態や任用手続を考慮して、宣誓書の提出等により行うことができるよう規定を改正する。

また、地方公務員法や地方公務員災害補償法の規定により、会計年度任用職員の公務災害補償制度を条例で定めることとなっており、パートタイム職員は現行の条例が適用されるが、フルタイム職員については適応除外であるため新たに規定を加える。

施行期日は令和 2 年 4 月 1 日。

【質疑：寺尾委員】

宣誓書の提出について、正職員は読み上げるが会計年度任用職員は提出のみという意味か。

【答弁：成子総務課長】

そのとおりである。正職員は年に 1 回、任命権者前で宣誓書を読み上げるタイミングがあるが、会計年度任用職員は時期ごとに任用される場合もあるため、一堂に集めて宣誓書を読み上げるのではなく提出によって宣誓したことに読み替える。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 25 号議案「四万十市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例」の審査を行った。

【説明：成子総務課長】

今後、地方自治法の改正に伴い監査制度の充実強化を求められ業務が増大する見込みであること。また、県下の委員報酬の状況も踏まえ、監査委員の報酬月額を見直す。

監査委員報酬は平成 6 年度の見直し以降 26 年間見直されておらず、その一方で業務は複雑・多様化している。また、現在の報酬月額について他市との均衡を図るためにも改正が必要と判断した。

代表監査委員は月額 7 万 2,000 円から 8 万 2,000 円、識見監査委員は月額 7 万円から 8 万円、それぞれ 1 万円増で年間 24 万円増となる（議会選出監査委員については見送り）。

施行期日は令和 2 年 4 月 1 日。

【質疑：西尾委員】

他市町村との均衡を図るという説明だが、1 万円の根拠は何か。

【答弁：成子総務課長】

高知市は常勤であるため、それを除く県下 9 市の勤務日数を参考に平均日額を算出したところ、およそ 1 万 1,300 円であった。また、四万十市において今後必要と見込まれる日数を年間 85 日と計画し、月額 8 万円相当となった。

【質疑：安岡委員】

前回の改正から 26 年間ということだが、他市も同様の状況か。

【答弁：成子総務課長】

他市の改正時期については未確認だが、その都度改正を行っているを確認している。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 31 号議案「四万十市営改良住宅の設置及び管理に関する条例及び四万十市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の審査を行った。

【説明：町田財政課長】

「民法の一部を改正する法律」により、民法上で市営改良住宅や市営住宅の債権関係の規定、賃借物の原状回復費用の取り扱いについて見直しが行われたことに伴い改正を行うもので、第 1 条が市営改良住宅、第 2 条が市営住宅に関する条例である。

まず、高齢者や住宅困窮者への配慮として、保証人の人数を 2 人から 1 人に緩和する。なお、民法改正で保証人に対する極度額を設定する必要性が謳われているため規則で 12 ヶ月とした。これを定めることで保証人から滞納分を徴収することができるものである。

また、入居時に敷金を 3 ヶ月分いただいているが、債務不履行の際は市でこれを充当できる規定を設けた。

また費用の明確化について、従前は入居時に「公営住宅の入居のしおり」を配付し、その中で入居者の負担について周知していたが、これを「市長の定めるものを除いて市が負担する」と規則で定めることとした。退去の際の畳の表替え・ふすま等の修繕を入居者の負担とするもので内容に変更はない。

その他、市営住宅について第 41 条第 3 項中「年 5 分の割合」を民法上 3 年に 1 回見直しのある「法定利率」に改める。

【質疑：廣瀬委員】

借家等の原状回復について、破損は入居者負担であるのに対し、経年劣化は大家等の負担であることが多いと思うがそれについてはどうなるか。

【答弁：町田財政課長】

民間アパートは収益性があるのでそれらも加味した家賃設定をしている。一方、公営住宅は低所得者対策なので低家賃での提供となっており、そのため入居者に負担をお願いしている。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 32 号議案「四万十市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例」の審査を行った。

【説明：伊勢脇地域企画課長】

西土佐地域の市民向け住宅には、市営住宅・改良住宅・中山間地域定住促進住宅・特定公共賃貸住宅がある。市営住宅・改良住宅は第 31 号議案のとおり。また、中山間地域定住促進住宅は、管理運営について市営住宅の規定を準用することになっているため改正の必要なし。しかし、特定公共賃貸住宅には準用規定がないため今回改正を行う。

改正内容及び根拠等は第 31 号議案と同様で、民法の改正により債権関係の規定の見直しが行われたことに伴い保証人を 1 人とする。また、保証人の弁済極度額を当初家賃の 12 ヶ月分とすること。修繕費用を書面で具体的かつ明確に定めること。入居者が家賃を支払わない時は、敷金を債務の返済に充てること等を明記する。

その他、これまで条例に規定されていなかった「同居の承認」及び「入居の承継」について項目を追加した。「同居」では新たに入居を認める者は親族とし、「承継」では入居者の死亡時に同居していた者とする。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 34 号議案「四万十市生活改善センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の審査を行った。

【説明：伊勢脇地域企画課長】

宮地地区集会施設は昭和 43 年建築の旧川崎小学校体育館で、現在は老朽化により建物壁にクラックが入り、トイレが使用不可である等、集会施設として利用できない状況となっている。

今回、地区出身者の寄付金等により集会施設を建て替えることとなったので、地区へ改善センターを無償譲渡するために施設を廃止し、条例第 2 条の表から宮地集会施設を削除する。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 38 号議案「四万十市土地開発基金条例を廃止する条例」の審査を行った。

【説明：町田財政課長】

用地の先行取得を目的とした四万十市土地開発基金について、地価が安定している状況や用地先行取得債の活用が可能である等、その存在意義が薄れていることから、財産の有効活用を図るため廃止する。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 40 号議案「訴えの提起について」の審査を行った。

【説明：町田財政課長】

市営改良住宅に入居している暴力団員について、条例に基づく明渡し請求期限を過ぎても明渡しをしないことから、住宅明渡しの訴えを提起するもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 項の規定に基づき議会の議決を求める。

これは、相手方が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号」に規定する暴力団員であることが判明したため、再三、自主的退去を促してきたが、住宅の明渡しが履行されないので、昨年 10 月 16 日付けで条例第 22 条に基づく明渡し請求を実施。その後、12 月 31 日とした明渡し期限経過後も住宅の明渡しが履行されないため、訴えを提起するものである。

授權事項は訴えの取下げ・和解・請求の放棄や、控訴・上告又はその取下げで、管轄裁判所は高知地方裁判所中村支部である。

【質疑：西尾委員】

「暴力団員であることが判明した」のはいつ頃か。また、再三とはどの程度か。

【答弁：町田財政課長】

判明時期は平成 21 年 4 月 7 日である。条例第 22 条第 1 項第 5 号の暴排条項は平成 19 年 12 月議会で承認後に条例改正しており、その後判明に至った。また、平成 29 年 12 月 18 日に相手方と会って自主退去を求め、昨年 10 月までに計 13 回の面談交渉を行っている。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 43 号議案「幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について」の審査を行った。

【説明：成子総務課長】

現在、幡多広域市町村圏事務組合において共同処理している行政不服審査会事務について、昨年、高知県から県下的に説明を受け、構成市町村で協議した結果、組合を構成する全 6 市町村が高知県に事務委託することとなったため規約の一部変更を行う。

施行期日は本年 8 月 1 日。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 44 号議案「四万十市と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の委託について」の審査を行った。

【説明：成子総務課長】

第 43 号議案と関連し、高知県への事務委託規約を制定することについて、地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるもので、具体的には、四万十市と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の委託に関する規約を制定するもの。

施行期日は令和 2 年 8 月 1 日。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 45 号議案「高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の一部変更について」の審査を行った。

【説明：岡本地震防災課長】

高知縣市町村総合事務組合の構成団体である芸東衛生組合および高幡西部特別養護老人ホーム組合が令和 2 年 3 月末に解散、脱退するため、組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の一部を変更する。

【質疑：西尾委員】

数の減少とのことだが、何団体から何団体になるのか。

— 小休中 —

— 正 会 —

【答弁：岡本地震防災課長】

総合事務組合の構成団体は、市町村 32、一部事務組合 21、広域連合 1 の合計 54 である。今回、一部事務組合が 2 組合脱退する。

— 小休中 —

— 正 会 —

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 46 号議案「高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について」の審査を行った。

【説明：岡本地震防災課長】

第 45 号議案と関連し、芸東衛生組合が高知縣市町村総合事務組合に納付した退職手当に関する負担

金と、高知縣市町村総合事務組合が芸東衛生組合の職員に支給した退職手当の差額について精算するもので、今回は退職手当の額が多いため、芸東衛生組合から市町村総合事務組合に差額分を納付させる内容となっている。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 47 号議案「高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について」の審査を行った。

【説明：岡本地震防災課長】

第 45 号議案と関連し、高幡西部特別養護老人ホーム組合が高知縣市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分に関するもので、解散に伴い建物等の財産を四万十町に帰属させる内容となっている（解散する組合は、四万十町と中土佐町で組織する一部事務組合）。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

— 小休中 —

■事務局から報告事項

○例規集差替えについて

— 正 会 —

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し委員会を終了した。